

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	副首都法案をめぐる国会論議
著者 / 所属	牛上 直行 / 第一特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	488 号
刊行日	2026-10-27
頁	47-61
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/20261027.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

副首都法案をめぐる国会論議

牛上 直行

(第一特別調査室)

1. はじめに
2. 副首都法案の概要
3. 国会における審議経過
4. 主な国会論議
5. おわりに

1. はじめに

第221回国会（特別会）において、「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案」（衆第27号）（以下「副首都法案」という。）は、令和8年7月24日の参議院本会議で可決・成立し、7月31日に公布された（令和8年法律第78号。以下「副首都法」という。）。

本稿では、副首都法案の概要、国会における審議経過、主な国会論議を中心に整理し紹介することとする¹。

2. 副首都法案の概要

副首都法案は、首都の危機管理機能のバックアップ体制を構築し、首都機能を分散し、及び多極分散型経済圏を形成する観点から、副首都の整備を含め、国家社会機能の継続性を高めることが必要であるとの考えの下、自由民主党と日本維新の会の間で議論が重ねられた結果、衆議院議員提出法案として発議されたものである。

その内容は、大規模災害に備えて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他基本となる事項を定め、及び副首都の指定等について定めるとともに、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部を設置すること等により、同施策を総合的かつ計画的に推進するというものである（概要は図表1参照）。

¹ 本稿は令和8年10月6日までの情報に基づき執筆しており、また、本稿における肩書等は当時のものである。

図表 1 副首都法案の概要

目的・基本理念	
①目的 大規模災害に備え、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能*の継続性が確保された国土形成を図るための施策(国家社会機能継続性確保施策)を総合的・計画的に推進し、公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び多極分散型経済圏の形成*を通じた我が国経済の成長に資すること。 *国家社会機能…我が国の政治、行政、司法及び経済に関する機能その他の国家及び社会の重要な機能 *多極分散型経済圏の形成…人口・経済に関する機能が特定の圏域に過度に集中することなく国土全体にわたり適正に配置され、各圏域が有機的に連携しつつ特性を生かして発展している国土の形成	②基本理念 ・人口・国家社会機能の分散的配置 ・首都中枢機能バックアップ ・BCP支援 ・ 情報通信技術その他の先端的な技術の活用を図りつつ行う 多重性・代替性が確保された交通通信体系の整備 ・首都中枢機能の代替機能及び多極分散型経済圏の形成の中核機能を果たすよう副首都を整備
国の責務等	首都中枢機能代替地域 副首都
①国の責務 ：施策の総合的・計画的な策定・実施、関係行政機関間の連携・協力 ②地方公共団体の責務 ：国との適切な役割分担を踏まえて国が実施する施策に協力 ③民間事業者等の責務 ：基本理念に配慮した事業活動の実施、施策への協力 ④関係者相互の連携・協力 ：基本理念の実現を図るため施策の推進に関し連携・協力	大規模災害が発生し、東京圏で首都中枢機能*の維持が困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の代替機能を担う *東京圏における国家社会機能のうち中核的なもの
法制上の措置等	首都中枢機能の一部の代替 首都中枢機能の全部/大部分の代替 多極分散型経済圏の形成の中核
基本方針	東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当 政令：「首都直下地震緊急対策区域及び富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないこと」を想定 副首都の区域を除く ①国の行政機構の立地状況 ②人口及び経済の集積状況 ③必要な地方行政体制について政令で定める要件を具備 要件を満たす地域を含む道府県の出申に基づき内閣総理大臣が指定
推進本部	政令①：「国の出先機関について、一定の出先機関の立地」を想定 政令②：「経済集積（県内GDPが一定規模）、人口集積（一定規模の人口）」を想定 政令③：「政令市＋道府県」（連携協約等）、特別区の設置 ※制度化された場合は「特別市」を想定
附則	基本方針 ・基本方針に即して、副首都ごとに 副首都整備方針 を策定 ・副首都の長の意見を聴き、その意見を尊重 首都中枢機能を代替する上で国の機関等に必要とされる機能の整備、 官民データの円滑な流通の確保を図るために必要な基盤の整備、民間事業所等の移転に係る投資を促進する税制等の施策 + 首都中枢機能代替のための国の機関等の拠点の整備、まちづくりの推進、規制緩和、民間投資促進等に必要な施策
方針	
施策	
・公布日(令和8年7月31日)から3月以内の政令で定める日から施行 ・施行日から令和12年度末までの間に施策を集中的に推進 ・ 政府は、集中推進期間が経過した場合における施策の実施状況の検証結果を国会に報告しなければならない。 ・大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部改正 ▷ 特別区を設ける副首都の「都」への名称変更を可能とする。 ・特別区設置・副首都指定の処分後に、道府県が議会の議決を経て申請を行い、内閣が国会の承認を経て名称変更を定める ・その他所要の改正	

(備考) **赤字下線部**は衆議院修正による追加部分である。

(出所) 衆議院法制局ウェブサイト資料<[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statistics/housei/pdf/221hou27siryou.pdf/\\$File/221hou27siryou.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statistics/housei/pdf/221hou27siryou.pdf/$File/221hou27siryou.pdf)>より作成

3. 国会における審議経過

(1) 衆議院における審議経過

副首都法案は、令和8年6月24日に衆議院に、自由民主党・無所属の会及び日本維新の会から議員提出法案として提出された。26日に地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会（以下「衆地こデジ特委員会」という。）に付託され、30日に趣旨説明が行われた後、翌7月1日、13日、14日、15日に質疑が行われた。15日には、自由民主党・無所属の会、日本維新の会及びチームみらいの三会派共同提案により、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、情報通信技術その他の先端的な技術の活用を図りつつ行われるものである旨を基本理念に追加すること、政府は、毎年、施策の実施状況を国会に報告しなければならない旨を追加すること等を内容とする修正案が提出された²。同日、質疑が終局し、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案が可決された後、本会議に緊急上程され、委員長報告のとおり修正議決され、参議院に送付された。

また、副首都法案とともに、国民民主党・無所属クラブ提出による、都道府県に包括されない一層制³の地方公共団体である「特別市」の設置に係る制度の整備を総合的かつ集中的に推進する「特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案」（衆第24号）及び特別区設置の住民投票期間と関係市町村・関係道府県の議会の一般選挙・長の選挙の選挙期間との重複を禁止する「大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第25号）の両法律案が、10日から一括して審議された。衆第25号は委員会及び本会議において賛成少数で否決され、衆第24号は継続審査となった⁴。

(2) 参議院における審議経過

副首都法案は、参議院では、7月21日、沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会（以下「参沖北地方特委員会」という。）に付託され、翌22日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の趣旨説明が行われた後、同日、23日、24日に質疑が行われた。23日には総務委員会との連合審査会（以下「参沖総連合審査会」という。）が開催され、黄川田国务大臣及び林総務大臣等に対する質疑が行われた。同日には、藤井敏嗣東京大学名誉教授、山梨県富士山科学研究所所長（以下「藤井参考人」という。）及び小原隆治早稲田大学政治経済学術院教授（以下「小原参考人」という。）から参考人として意見を聴取し、質疑が行われた。翌24日、質疑が終局し、採決の結果、衆議院送付のとおり可決されるとともに、7項目から成る附帯決議が付された（図表2）。そして、同日、本会議において緊急上程され、副首

² 修正案提案理由は、①首都中枢機能のバックアップ体制の構築に当たっても行政分野におけるデジタル基盤の整備は不可欠であり、その視点を明示するため、②施策の透明性を高め、国民の理解と支持の下に施策を推進するためには、その実施状況について国会が把握することが不可欠であり、国会の関与を規定するため、である（修正案提案理由及び内容説明参照 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第14号8～9頁（令8.7.15））。

³ 現在、日本の地方公共団体は、広域の地方公共団体（都道府県）と基礎的な地方公共団体（市町村）の二層制である。

⁴ 衆第24号及び衆第25号の詳細情報は衆議院法制局ウェブサイト参照<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-shuhou221.html>。

都法案は可決、成立した。

また、副首都法案とともに、衆第25号とほぼ同趣旨の国民民主党・新緑風会及び公明党提出の「大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案」(参第18号)、衆第24号とほぼ同趣旨である国民民主党・新緑風会提出の「特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案」(参第20号)、が一括して審議された。参第18号は委員会及び本会議において賛成少数で否決され、参第20号は審査未了となった⁵。

図表2 参冲北地方特委員会における副首都法案に対する附帯決議(令和8年7月24日)

首都直下地震や南海トラフ地震など国難ともなり得る大規模災害の発生が切迫する中で、国家社会機能の継続性確保に向けた取組の重要性が一層高まっている。これまで政府が進めてきた多極分散型国土形成、国土強靱化、地方創生等の取組は、そうした課題にも資するものであるが、その実現は道半ばであり、相互の関連性や相乗効果なども含め、施策の実効性が確保されるように、常にその在り方を見直していくことが求められている。

そうした中、本法は新たに副首都及び首都中枢機能代替地域を整備しようとするものであり、これらに期待される機能が十分に発揮されるよう、政府は、国会のこれまでの議論を踏まえ、その施行に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、副首都の指定は、特定の道府県の指定を前提にしたものではなく、同時被災リスクに備える観点から、複数の道府県の指定を前提とした制度設計とすること。

二、副首都の指定に当たっては、指定に先立ち、副首都の指定に係る基本方針の策定に関する基本的考え方及び政令の基本的考え方を、法律の施行後に速やかに策定することとし、当該考え方に基づいて、道府県が副首都の指定の申出を行うこととすること。

三、副首都の指定に当たっては、恣意性を排除するため、客観的な基準を明確にすること。その際、首都直下地震のみならず、日本列島が直面する災害リスク(南海トラフ地震等)に幅広く備える観点から、専門的知見に基づき、複数選定される客観的基準を検討すること。

四、副首都の指定に当たっては、政府内の審議過程の透明性を確保すること。

五、副首都の整備及び国家社会機能継続性確保に関する財政上の措置については、我が国の政治、行政、司法、経済等の活動を持続可能なものとするための多重性・代替性の確保等に必要な整備を基本とするとともに、整備に当たっては、あらかじめ財政規模と財源を明確にし、他の地方公共団体の財源に影響を及ぼさない措置とすること。

六、大都市地域における特別区の設置についての住民投票期間と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙並びに、長の選挙に係る選挙期間とが重複しないように最大限調整する。

七、副首都の指定に当たっては、地方自治法に基づく諸規定に抵触することなく、整合性に留意し、制度設計を図ること。

右決議する。

(出所) 参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/jpn/gianjoho/ketsugi/221/f437_072402.pdf>より作成

⁵ 参第18号及び参第20号の詳細情報は参議院法制局ウェブサイト参照<<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/sanhouchiran/kaijibetu/r-221.htm>>。

なお、参第18号と衆第25号の違いは、衆第25号のみ特定選挙以外の選挙(国政選挙、関係市町村・関係道府県の議会の議員の補欠選挙等)期間と住民投票期間とが重複する期間中、選挙期間中の政治団体の政治活動制限が特別区の設置の住民投票に係る政治活動を行うことを妨げるものではない旨の規定があること、施行期日について、衆第25号では公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日、参第18号では3月を超えない範囲において政令で定める日となっていること等である。また、参第20号と衆第24号の違いは、参第20号のみ特別市以外の大都市における地方行政に係る体制の在り方について検討を加えること等を規定していることである。

以下、衆第25号及び参第18号を「同日選実施禁止法案」、衆第24号及び参第20号を「特別市設置法案」ということとし、各議院での議論においては、各議院に提出された法案各々を指すこととする。

4. 主な国会論議

以下、副首都法案に対する質疑を中心に主な国会論議を紹介することとする。

（１）副首都法案に異なる政策目的が混在することについての妥当性

副首都法案に、首都中枢機能バックアップ拠点の整備と多極分散型経済圏の形成・経済成長を目指すという異なる政策目的が混在することについての妥当性が問われた。

これに対し発議者は、「平時から人口や国家社会機能のバックアップ体制を整備しておくことで、東京圏の大規模災害発生時の被害を低減させる。また、首都中枢機能の代替と多極分散型経済圏の形成の中核という機能を担う副首都を設けることで、人口や経済に関する機能が特定の地域に過度に集中することなく国土全体にわたり適正に配置され、各圏域が有機的に連携しつつ特性をいかして発展していく国土の形成につながるとともに、我が国全体のレジリエンスを高めることになる。これら二つは裏表の関係にあり、両者を一つの法律で追求することは、立法政策として十分に合理性がある。」⁶旨答弁した。

（２）首都の定義がない一方で副首都を定義する理由及び首都中枢機能の具体的内容

現在、首都の定義が法定化されていない一方で、副首都法案において、副首都を定義する理由、首都中枢機能の具体的内容がそれぞれ問われた。

これらに対し、発議者は「副首都法案の目的の一つは、大規模災害の発生時における国家社会機能の継続性の確保である。この目的に鑑みれば、首都を定義せずとも、機能の観点から首都中枢機能を定義すれば足りる。」⁷旨、「首都中枢機能の具体的内容の例として、政治に関する中枢的な機能として国会が有する機能、行政に関する中枢的な機能として中央省庁等有する機能、司法に関する中枢的な機能として最高裁判所が有する機能、経済に関する中枢的な機能として金融決済業務を行う中央銀行や主要金融機関や企業本社等有する機能のうち大規模災害時に維持すべき必須の機能を想定している。」⁸旨答弁した。

（３）国会及び司法の代替性の確保及び国会移転法との整合性

副首都法案の本則では国会及び司法を含む国家社会機能の継続性確保を目的として規定する一方、附則では国会及び司法に係る首都中枢機能の代替性確保の在り方は、各々が検討する規定とされていること、また副首都法案と国会移転法⁹との内容の整合性が問われた。

これらに対し、発議者は、「国会に関わる事柄を政府限りで決めることは三権分立の観点で不適切であるため、附則第４条で、まず国会で検討を行っていただき、その結果が基本方針¹⁰に反映されるように規定したものであり、本則と附則は矛盾していない。国会移転法との関係については、同法が国会と行政、司法の中枢機能を一体的に東京圏以外の地域に

⁶ 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第12号12頁（令8.7.13）

⁷ 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第12号4頁（令8.7.13）

⁸ 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第12号3頁（令8.7.13）

⁹ 正式名は「国会等の移転に関する法律」（平成4年法律第109号）

¹⁰ これ以降、「基本方針」とは、副首都法案第9条第1項に規定する「副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」をいう。

移すことを目的としているのに対し、副首都法案は、首都中枢機能に壊滅的な被害を与えることも想定される大規模災害に対するバックアップ体制の整備を目的とするものであり、両者は目的を異にしている。その上で、首都中枢機能のバックアップ体制の整備の検討に当たっては、政府において、必要に応じ様々な専門的見地からの議論の内容を踏まえて検討がなされるものと考えている。政府からも、国会移転法は今も有効であるとされている。法案成立後には、この附則により国会において、国会のバックアップの在り方を議論いただきたい。」¹¹旨答弁した。

（４）副首都と首都中枢機能代替地域の相違点及びそれぞれの想定数

副首都と首都中枢機能代替地域の相違点及びそれぞれの想定数が問われた。

これらに対し、発議者は、「ベースとなるところは首都中枢機能の代替であるが、副首都については、東京圏に壊滅的な被害や首都中枢機能の麻痺が生じたときに、首都中枢機能の全部又は大部分を代替できる地域を確保する必要があるということで、この部分を更に特化して整備するとしている。さらに、経済の集積の効果も発揮される部分があり、東京一極集中を是正するという効果、積極的に多極分散型経済圏の形成の中核を担う役割を付けることができる。」¹²旨、「副首都は、要件を満たした道府県に関して複数指定されることも想定している。副首都の複数指定を可能とすることで、より強力なバックアップ体制を構築することができる。」¹³旨、「首都中枢機能代替地域は、どこがと明確に定義されるのではなく、東京圏との同時被災の可能性のない地域を広く想定している。」¹⁴旨答弁した。

（５）副首都の指定手続

ア 副首都の指定は特定地域ありきではないかとの指摘

政令で定める副首都の指定は、最初から特定地域ありきではないかと指摘された。

これに対し、発議者は、「指定要件は、東京圏との同時被災の可能性が低いものとして定めるもの、国の行政機構の立地状況、人口及び経済の集積状況、担うに十分足り得る地方行政体制が備わっていることとなっている。これらに総合的に該当する地域、都市が道府県として指定され、政令において客観性が担保される。また、要件に該当すれば、どの道府県でも指定の対象となり、特定の道府県ありきではない。」¹⁵旨答弁した。

イ 道府県からの副首都の申出に関する事項

副首都の指定に当たっての地方公共団体からの申出を道府県単位とする理由、副首都の指定は道府県の議決を経る手挙げ方式でなく国の責任で行う必要性、道府県の申出に当たり関係市町村の合意の重要性が問われた。

これらに対し、発議者は、「今まで道府県単位で、大規模災害、経済など、域内の市町村と調整を行って様々な施策を実施してきた。その中で、副首都の機能を担う上では、

¹¹ 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第13号4頁（令8.7.14）

¹² 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第10号2頁（令8.7.1）

¹³ 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第13号8～9頁（令8.7.14）

¹⁴ 第221回国会参沖北地方特委員会会議録第9号（令8.7.24）

¹⁵ 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第14号3頁（令8.7.15）

道府県を単位とするのが一番物事を進める上で合理的であると判断した。」¹⁶旨、「我が国にとって重要な機能を担う副首都の指定であり、当該道府県の意味が極めて重要である。」¹⁷旨、「関係市町村の理解は、最終的には、道府県の区域内の市町村から選出された議員により構成される道府県議会における議決をもって一定程度酌み取ることができる。関係市町村の同意や意向は、道府県議会において議決する過程で十分に反映することが可能である。」¹⁸旨答弁した。

ウ 副首都の指定に当たってのプロセスの不明確さ及び国会の関与の必要性

副首都の指定に当たって、プロセスの不明確さ及び国会の関与の必要性が指摘された。

これらに対し、発議者は、「首都中枢機能を代替する機能を担うと考えられる地域のうち政府が定める客観的要件を満たす道府県について、内閣総理大臣が指定するスキームとすることが適切と考え、国会の議決を要しないこととした。」¹⁹旨、「国会承認は、一般的に政府の判断の是非を国会で審査するものであり、副首都法案の副首都の指定に係る内閣総理大臣の判断は、客観的な要件への該当性判断を行うもので裁量の余地がなく国会の承認を得る必要はない。そういう意味で合理性がある。」²⁰旨答弁した。

エ 科学的知見に基づく判断での副首都の指定の重要性

副首都の指定に当たっては、科学的知見に基づく判断の重要性が指摘された。

これに対し、発議者は、「現行の国土強靱化基本法²¹の脆弱性評価に際しては、有識者会議での検討も行われたと承知している。副首都法案は、推進本部の基本方針案の作成に当たり、脆弱性評価等の結果を考慮しなければならないこと、必要に応じて学識経験者の意見を聞くこととしており、こうした専門的見地からも意見を聞いて、評価が行われることを想定している。」²²旨答弁した。また、黄川田国務大臣は、「災害の多い我が国は、東京圏での大規模災害発生時に首都中枢機能をどこでどのように代替するかということは非常に重要な観点である。引き続き、国会での審議を注視しつつ、法案成立後、政府として必要な対応を行っていききたい。」²³旨、林総務大臣は、「この法案の審議において、そうした議論がなされていると伺っているので、そうした事柄も踏まえて判断をすることが望ましい。」²⁴旨答弁した。

(6) 副首都の指定要件の内容

ア 東京圏との同時被災の可能性が低いものとして定めるもの

(ア) 南海トラフ地震、同地震と富士山噴火との同時発生の可能性についての考慮

¹⁶ 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第12号4頁（令8.7.13）

¹⁷ 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第12号4頁（令8.7.13）

¹⁸ 第221回国会参沖北地方特委員会議録第9号（令8.7.24）

¹⁹ 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第12号6頁（令8.7.13）

²⁰ 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第13号2頁（令8.7.14）

²¹ 正式名は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）

²² 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第13号10頁（令8.7.14）

²³ 第221回国会参沖総連合審査会議録第1号（令8.7.23）

²⁴ 第221回国会参沖総連合審査会議録第1号（令8.7.23）

東京圏との同時被災の可能性が低いものとして、政令で定める副首都の指定要件の想定において、南海トラフ地震が考慮されていないことの妥当性、さらに、同地震と富士山の噴火との同時発生の可能性が指摘された²⁵。

これらに対し、発議者は、「日本は災害の多い国と言われており、南海トラフ地震等を始めとする特定の災害で被災するおそれがあることをもって、直ちに副首都として指定を受けられないことは適切でない。また、東京圏との同時被災の可能性のある地域は首都中枢機能のバックアップを担うにふさわしくないことから、当該地域のみを除外する、すなわち、富士山噴火、首都直下地震を考えている。南海トラフ地震に関しては、首都中枢機能の維持が困難となるほどの被害をもたらすことは想定されていないと承知している。」²⁶旨答弁した。また、内閣府は、「宝永地震の事例では、事実として、南海トラフ地震が発生した後、49日後に富士山が噴火したこと、また、南海トラフ地震と富士山噴火の関係は、科学的には不明確であることは承知している。」²⁷旨、藤井参考人は、「どういふ場合に、南海トラフ地震と富士山噴火が連動するかに関しては明確な理論もなく、連動することがあるという程度しか答えようがない。」²⁸旨答弁した。

(イ) 武力攻撃事態を含めた複合的有事についての考慮

東京圏との同時被災の可能性が低いものとして要件を定めるに当たり、自然災害以外の武力攻撃事態²⁹を含めた複合的有事を正対していないのではないかと指摘された。

これに対し、発議者は、「武力攻撃も想定することは大事なことだが、副首都法案策定に当たっては、基本的には大規模な自然災害以外の非常事態についても対象とすべきか追加検討は行った。指摘に関しては、既に国民保護法を始めとした事態対処法が整備されており、副首都法案の対象としないという整理をした。なお、副首都法案により整備された副首都や首都中枢機能代替地域が、結果として、武力攻撃事態への対処に役立つことは想定している。」³⁰旨答弁した。

イ 国の行政機構の立地状況並びに人口及び経済の集積状況

副首都の指定要件として、国の行政機関の立地状況の想定内容、国の機関の分散についての認識、人口及び経済の集積状況の具体的な数値の明示の必要性が問われた。

これらに対し、発議者は、「国の行政機構の立地状況については、一定のブロック機関が立地していることを念頭に置いている。これは、大規模災害時の行政機能のバックアップを行う観点から、既に集積している国の行政機構を活用することが有効であるため、

²⁵ 1707（宝永4）年10月発生した宝永地震、12月に発生した宝永富士山噴火の詳細は内閣府ウェブサイト参照〈https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1707_houei_jishin/index.html〉、〈https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1707_houei_fujisan_funka/index.html〉。

²⁶ 第221回国会衆地こデジ特委員会議録第13号9頁（令8.7.14）

²⁷ 第221回国会参沖北地方特委員会会議録第7号（令8.7.22）

²⁸ 第221回国会参沖北地方特委員会会議録第8号（令8.7.23）

²⁹ 「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号。本稿では「事態対処法」とする。）第2条において、武力攻撃については「我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。」（同条第1号）、武力攻撃事態については「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。」（同条第2号）と定義されている。

³⁰ 第221回国会参沖北地方特委員会会議録第9号（令8.7.24）

実際どの程度の集積があれば速やかにバックアップを行うことが可能かは、今後の政令策定までの間に政府において検討される。バックアップという意味では既存のリソースをできるだけ活用するということで、省庁を移転するという考え方には立っていない。是非バックアップ拠点を東京圏以外につくっていただきたい。それを応援することによって東京圏のリスクを下げていこうという考え方も含まれている。」³¹、「人口及び経済の集積状況については、多極分散型経済圏の核としては一定以上の経済規模が必要だろうが、具体的な基準は今お示しできない。そうした考え方に基づいて政令を定めていくという考え方である。」³²旨答弁した。

ウ 必要な地方行政体制

（ア）必要な地方行政体制を副首都の指定要件とする理由等

必要な地方行政体制を副首都の要件とする理由、首都中枢機能のバックアップ機能との関係が問われた。

これらに対し、発議者は、「副首都が担う機能を十分に発揮するためには、副首都の経済成長に必要な施策やまちづくり等の施策を効果的、効率的に実施することが求められ、道府県と中核となる都市の間で事務が効率性ある形で一元化、一体化された体制が必要である。こうしたことは、防災の観点からも同様である。」³³旨答弁した。

（イ）必要な地方行政体制として特別区の設置を示している理由

必要な地方行政体制として、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「大都市法」という。）に基づく特別区³⁴の設置（以下「特別区の設置」という。）を示している理由がただされた。

これに対し、発議者は、「副首都の権限を使っていくためには一元的、一体的に事務を実行できる体制が必要である。道府県と市町村において権限が重なるところがあれば、上手く副首都権限を使えない可能性が出てくる。事務を一元的、一体的にできる体制、その一つとして特別区はふさわしい。」³⁵旨答弁した。

（ウ）必要な地方行政体制としての連携協約の在り方

必要な地方行政体制として、指定都市と都道府県の連携協約³⁶が示されているが、どのような要件とすべきであるか、また大阪市を廃止し特別区を設置する大阪都構想³⁷の実

³¹ 第221回国会参議院総連合審査会会議録第1号（令8.7.23）

³² 第221回国会参議院総連合審査会会議録第1号（令8.7.23）

³³ 第221回国会参議院総連合審査会会議録第1号（令8.7.23）

³⁴ 同法律は、道府県の区域内において指定都市を廃止し、特別区を設けるための手続等を定めるものである。特別区の設置が可能な市町村として、第2条第1項において、①人口200万人以上の指定都市、又は②一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村（その市町村が指定都市である場合には、その指定都市に隣接する同一道府県内の一以上の市町村を含む。）であって、その総人口が200万以上のものであるものをいう旨定められている。

³⁵ 第221回国会衆議院地産特委員会会議録第13号5頁（令8.7.14）

³⁶ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項において規定されている連携協約は、地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度である。具体的な事務処理の方法は、連携協約で定めた方針に基づき、当事者において様々な方法が選択されるものとされている（第221回国会参議院北地方特委員会会議録第7号（令8.7.22）総務省政府参考人答弁参照）。

³⁷ 同構想は、大都市法に基づく手続により、大阪市を廃止して特別区を設置し、広域行政を大阪府に一元化することで府市の「二重行政」を解消しようとするもので、平成27年5月と令和2年11月の2度にわたり、住

現を問う住民投票が二度否決されたことを踏まえ、特別区の設置でなく連携協約の締結のみを要件とすることについての認識が問われた。

これらに対し、発議者は、「二重行政、二元行政という形で広域がばらばらに行われている状況では、多極分散型経済圏の中核となるような副首都にはなれない。実効性ある形で広域行政が一元化、一体化される内容の連携協約でなければならない。」³⁸旨、「連携協約の内容次第であり、特別区の設置と連携協約、どちらがいいのか現時点で我々は答えられない。一方で、特別区設置に関しては法律もあり、広域が一元化された行政の下、経済成長を実現していく恩恵は、特別区民も含めて受けていく。住民サービスが下がるとの指摘があったが、公選の区長や区議会が置かれる中で、住民の意思が反映され、公選区長の下で、どのような住民サービスが行われるかに懸かっている。地域住民の意思の反映が最もダイレクトにできる制度になっていくという意味では、基礎自治の強化だとも評価されるどころ、一概に悪くなるという話ではない。」³⁹旨答弁した。

（エ）特別区の設置と連携協約の締結で財政措置等の差異が生じることへの懸念

必要な地方行政体制として、特別区の設置と連携協約の締結という違いによって財政上の措置等に差異が生じることへの懸念が示された。

これに対し、発議者は、「連携協約は一種の契約であり、どちらかが合意しないこともあれば、後々破棄されるおそれもなしとは言えないこと、また、副首都法案には、要件を満たさなくなった副首都は取り消すことができる旨の規定も置かれており、連携協約の締結と特別区の設置を比べた場合に、特別区の設置に関しては、不可逆的な公益の一元化ができるという違いがある。それを前提に、副首都整備方針はそれぞれの副首都の様々な事情に合わせて整備するものであり、その様々な事情の一つとして政府がその違いを考慮することもあり得る。いずれにしても、政府が判断することである。政府が不平等な支援をせよと言っているわけではない。」⁴⁰旨答弁した。

（オ）必要な地方行政体制として特別市を明記する必要性

必要な地方行政体制として、特別市⁴¹を明記すべきと指摘された。

これに対し、発議者は、「特別市については、第34次地方制度調査会⁴²で議論がなされており、国会議員や地方六団体⁴³からも様々な課題、論点が指摘され、広範な合意を得るに至っていないと承知している。総務省からも、幅広い関係者の意見も踏まえながら、引き続き同調査会で議論していただく必要があるとの認識が示されたところであり、こういった意見も踏まえながら対応していくことに尽きる。」⁴⁴旨答弁した。

民投票が行われたが、いずれも反対多数で否決された。

³⁸ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第7号（令8.7.22）

³⁹ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第7号（令8.7.22）

⁴⁰ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第9号（令8.7.24）

⁴¹ 特別市設置法案では、特別市については、①人口100万人以上の指定都市、②指定都市＋隣接市町村で人口100万人以上、③指定都市＋隣接市町村＋再隣接市町村で人口100万人以上の人口規模を要件としている。

⁴² 同調査会は、現在、国・都道府県・市町村の役割分担の在り方、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方等について議論されており、令和10年1月までに答申を行う予定である。

⁴³ 全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会を指す。

⁴⁴ 第221回国会衆地コデジ特委員会会議録第13号11頁（令8.7.14）

（７）副首都及び首都中枢機能代替地域の整備

ア 副首都及び首都中枢機能代替地域の整備に当たっての具体的な施策の内容等

副首都及び首都中枢機能代替地域の整備に当たっての副首都法案に基づく具体的な施策の内容、電力・通信インフラも含めたＡＩやデータセンターの一体的な整備を地域未来戦略⁴⁵と連携して進める必要性が問われた。

これに対し、発議者は、「施策の具体的な内容は、政府が策定する基本方針や基本方針に即して作成される副首都整備方針を通じて今後具体化されることとなる。指摘の一体的な整備を含め、副首都法案に基づく施策について、地域未来戦略や各種デジタル施策など、政府の様々な施策との有機的な連携が図られるよう検討がなされることを期待しており、政府とも議論していきたい。」⁴⁶旨、また内閣官房は、「地域未来戦略では、強い地域経済の構築に向け、日本成長戦略における17の戦略分野に関連する企業の大規模投資を起点として、産業クラスターを形成する戦略産業クラスター計画等の三つの類型を推進していくこととしている。データセンターについては、今後、データ、ＡＩの利活用が拡大する中で、その基盤となるインフラとして非常に重要だと認識している。政府としては、戦略産業クラスター計画を含む各計画のポテンシャルを最大限、最大化するため、インフラ整備も含めた環境整備など大胆な施策を講じていきたい。」⁴⁷旨答弁した。

イ 副首都の指定や整備に当たりデータの多重化・クラウド化を重点化する必要性

副首都の指定や整備については、箱物の発想ではなく、データの多重化やクラウド化のインフラにこそ予算を投じるべきと指摘された。

これに対し、発議者は、「データに関しては、当然バックアップを取っていく、どこかが壊れても代替性のあるところに複重化していくことが重要である。システムに関しても、一つのシステムが壊れてもどこかで継続できる体制が重要である。副首都法案の衆議院の修正において、情報通信技術の活用等が明記されたことを踏まえ、政府において適切な対応が講じられることを期待している。また、副首都法案では、基本方針の検討や策定を通じて、大規模災害時における政府ＢＣＰについても、必要な改定を行うことも想定しており、指摘の権限移譲についても、法制化も含めた幅広い検討が行われ、必要な対応が講じられることを期待している。」⁴⁸旨答弁した。

ウ 整備コストを始めとする財政措置の規模及び財源の明示の必要性

副首都の整備等を始めとする副首都法案に基づく財政上の措置の規模や財源を明示する必要性、地方への財政上の影響が問われた。

これらに対し、発議者は、「副首都の整備を含め、副首都法案に基づく措置は、同法施行後に推進本部において検討される基本方針や副首都整備方針において具体化がなされるものであり、費用の観点も含めて政府において検討されるものである。首都中枢機能のバックアップのための整備は、まずは推進本部において代替すべき首都中枢機能の特

⁴⁵ 令和８年７月21日閣議決定。詳細は内閣官房ウェブサイト参照<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chiikimirai/pdf/20260721_honbun.pdf>。

⁴⁶ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第７号（令8.7.22）

⁴⁷ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第７号（令8.7.22）

⁴⁸ 第221回国会参冲総連合審査会会議録第１号（令8.7.23）

定し、その区域内に首都中枢機能の代替機能を担うことが可能な既存のリソースが存在する場合には、これを活用することとした上で、既存のリソースが存在しない場合は、追加的な整備を行うことで整備費用を縮減する。行政のバックアップ拠点に係る費用としては、災害対策本部に着目すると、既存ストックの状況、拠点が担う機能の整理、職員体制、今後の物価高、システム整備、宿泊機能の在り方、用地費等により変動するものと考えているが、過去の類似の整備例を踏まえた形で金額的に示すとすれば、数十億から数百億円程度の幅が想定される。効率的な整備に努めて費用の縮減を図っていくことを政府に求めている。」⁴⁹旨、「副首都の整備によって、ほかの自治体に財政的な影響があることは絶対に避けなければならないので、影響がないように指摘を踏まえて、政府に対応していただきたい。」⁵⁰旨答弁した。

（８）基本方針、副首都整備方針の策定

ア 基本方針の策定等について国会の承認を要件とする必要性

基本方針の策定や変更について国会承認を要件とする必要性が問われた。

これに対し、発議者は、「衆議院修正で、政府は、毎年、国会に、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の実施の状況を報告しなければならないとの規定が追加されたところであり、国会は、基本方針に基づいて講じられる施策について定期的に報告を受けることにより、行政監視機能の発揮に一層資することになる。指摘も踏まえて、丁寧に国会の先生方にも状況が報告されるような体制を、政府においてつくることを求めている。」⁵¹旨答弁した。

イ 基本方針の策定や関係政令の考え方を早急に示すことの重要性

基本方針の策定に関する考え方や関係政令の考え方を早急に示し、それに基づいて道府県が副首都指定に向けた申出を行えるようにすべきと指摘された。

これに対し、発議者は、「基本方針が決まる前に副首都の指定を可能にする理由は、大規模災害がいつ起こるか分からないため、一刻も早く副首都の指定による首都中枢機能のバックアップ体制の整備が可能な仕組みとすることが望ましいと考えた。副首都の指定要件に係る政令を制定したら、速やかに政令の基本的な背景となる考え方を示すよう政府に働きかけたい。基本方針のうち副首都に関する部分についても、政令の考え方を示すのに併せて、基本的な方向性を示せるよう政府に働きかけたい。この両者があれば、副首都の申出をしようとする道府県も、これに基づき申出を行うことが可能になる。」⁵²旨答弁した。

ウ 複数の副首都の役割分担と基本方針及び副首都整備方針の関係

複数の副首都が指定された場合におけるこれらの役割分担についての認識が問われた。

これに対し、発議者は、「どのような分担かは、実際に副首都の指定後に決まる。基本

⁴⁹ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第9号（令8.7.24）

⁵⁰ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第9号（令8.7.24）

⁵¹ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第9号（令8.7.24）

⁵² 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第9号（令8.7.24）

方針は、大枠のバックアップの在り方といったものを検討するものであり、基本方針の策定後に策定が可能となる副首都整備方針の中で、複数の副首都が指定されていれば、そういった関係性も踏まえながら、整備をすることとなってくる。複数の副首都があることで、重層的なバックアップ体制も構築できる。」⁵³旨答弁した。

(9) 大都市法の改正

ア 都への名称変更の合理性及び地方自治法ではなく大都市法により改正を行う理由

現行の大都市法において、特別区を包括する道府県を都とみなす旨の規定があるにもかかわらず⁵⁴、特別区を包括する道府県であって副首都であるものについて都への名称変更を可能にするものの合理性、都への名称変更の義務の有無、さらに、地方自治法における都道府県の名称の変更に関する規定に基づく措置ではなく⁵⁵、副首都法案附則第7条での大都市法の改正により行うことへの疑義が呈された。

これらに対し、発議者は、「今回の大都市法の改正では、都には特別区が置かれているという現行の地方自治制度を前提に⁵⁶、副首都となる道府県が東京都と同様に特別区を設置することで、副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制を設けることとした場合に、その旨を明確にできるようにするため、都への名称変更の特例を設けることとしている。現行の大都市法第10条は、あくまで法令の適用上、特別区を包括する道府県を都とみなすにとどまるものであり、今回の改正は、立法政策上十分に合理性がある。」⁵⁷旨、「特別区が設置された道府県に都への名称変更を行う義務を生じさせるものではない。特別区の設置が副首都指定の必須条件となるわけでもない。」⁵⁸旨、「都道府県の合併については、国が法律で定める方式が地方自治法第6条で定められているほか、都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を得て定める方式も同法第6条の2で認められている⁵⁹。今回の大都市法の改正では、これに倣って、特別区を包括する副首都について、道府県の発意による都への名称変更を可能にすべきとの観点から、道府県の申請に基づく都への名称変更の手続を設けることとしている。」⁶⁰旨答弁した。

イ 府への名称変更の法的手当を行わないことへの疑義

今般の改正において、特別区を包括する道府県について都への名称変更を認める一方で、府への名称変更を認めないことについて疑義が呈された。

⁵³ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第7号（令8.7.22）

⁵⁴ 同法第10条では、「特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。」と規定されている。

⁵⁵ 同法第3条第1項では、「地方公共団体の名称は、従来の名称による。」、第2項では「都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。」と規定されている。

⁵⁶ 地方自治法第281条第1項では、「都の区は、これを特別区という。」と規定されている。

⁵⁷ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第7号（令8.7.22）

⁵⁸ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第9号（令8.7.24）

⁵⁹ 都道府県の廃置分合（地方自治法第6条）については、制度上、地方公共団体からの発意が手続の端緒とはされておらず、法律で定めることとされており、憲法第95条の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」として住民投票を行う必要がある。また、申請に基づく都道府県合併（地方自治法第6条の2）については、国会の承認を経て内閣が定めることとされており、住民投票は要さない。

⁶⁰ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第7号（令8.7.22）

これに対し、発議者は、「地方自治法で『都の区は、これを特別区という。』という規定がある一方で、府の名称に関しては、同法で『地方公共団体の名称は、従来の名称による。』としか規定されていない。府と県の間には特段の制度上の差異がなく、名称の相違は沿革的な理由である。制度上の差異がない中で、特例を認める理由はないという判断である。」⁶¹ 旨答弁した。また、小原参考人は、「地方自治法第6条の2の例を都への名称変更にも適用しようというのなら、附則第7条ではなく、地方自治法の第3条の後に第3条の2というのをつくり、都道府県合併と同じように、名称変更も申出に基づいて、議決があればいいという、一般法として行うのが当然である。今回のように府から都へだけ限定でつくるのは立法上のバランスが悪過ぎる。」⁶² 旨答弁した。

(10) 特別区の設置の住民投票と地方選挙の同時実施の禁止

ア 同日選実施禁止法案の発議の理由

副首都法案と同時期に、同日選実施禁止法案を発議した理由が問われた。

これに対し、発議者⁶³は、「①四年間の任期において、議員又は首長を務める人物を選ぶ選挙と地方公共団体の統治機構そのものに関わる制度を選ぶ投票では判断要素が異なるにもかかわらず、例えば選挙における支持対象の候補者が主張する政策に住民投票の投票判断が引きずられてしまうなど、有権者の投票判断に悪影響を及ぼすおそれがある。②都道府県知事等の選挙期間中において、公職選挙法による政治団体等の政治活動制限により確認団体⁶⁴以外の政治団体等の一定の住民投票運動が制限されることで、有権者が住民投票の投票判断をするに当たって十分な情報を得ることができなくなるおそれがある。③住民投票運動が選挙期日等にも行われることで、有権者に混乱が生じるおそれがあり、国においても、憲法改正国民投票と国政選挙は質的に異なるものであることから、同時実施は想定されないと説明されてきた。」⁶⁵ 旨答弁した。

イ 特別区の設置の住民投票と地方選挙を同時実施した際の問題点

特別区の設置の住民投票と地方選挙⁶⁶を同時実施した際の問題点、確認団体以外の政治団体の政治活動が制限されることについての認識、また、これらの投票が同日実施とならないよう選挙管理委員会の判断の公平性が担保できるかが問われた。

これらに対し、林総務大臣は、「住民投票と地方選挙を同日に実施する場合には、有権者が性質の異なる住民投票と選挙について同時に判断を求められる。また、政党その他の政治活動を行う団体が行う住民投票運動について、公職選挙法の規定により、選挙期間中は一定の制限がなされる面がある。その一方で、投票する住民の利便性の向上、経費の節減といった面がある。住民投票と地方選挙の同日実施の是非について、総務大臣の立場として一概に判断できるものではないが、具体的な投票の期日は、これらの事柄

⁶¹ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第7号（令8.7.22）

⁶² 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第8号（令8.7.23）

⁶³ ここでの発議者とは、同日選禁止実施法案の発議者を指す。

⁶⁴ 選挙に一定以上の候補者を擁立している政治団体をいう。

⁶⁵ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第7号（令8.7.22）

⁶⁶ 以降、関係市町村・関係道府県の議会の議員の一般選挙・長の選挙の指すものとする。

を総合的に考慮し、投票を実施する地方公共団体の選挙管理委員会において判断いただくものである。」⁶⁷旨答弁した。また、発議者は、「特別区の設置の手續については、今回の改正とは別の問題である。現行の大都市法では、住民投票を地方選挙と同時に行うことができる」と明記されている。具体的な投票期日は、投票を実施する地方公共団体の選挙管理委員会において判断いただくものと理解している。」⁶⁸旨、「知事や市長の意向に左右されるのでは選挙管理委員会の制度そのものが成り立たなくなる。選挙管理委員は中立公正に判断いただいているものと認識している。」⁶⁹旨答弁した。

ウ 特別区の設置の住民投票と地方選挙の同時実施を避ける必要性

特別区の設置の住民投票と地方選挙を同時実施しないよう主張がなされた。

これに対し、発議者は、「特別区の設置の住民投票の期間と、地方選挙の期間とが重複しないように最大限調整することが重要である。やむを得ず重複する場合には、性質の異なる投票が同時に行われることから、それぞれが影響を及ぼし、自由、公正を損なうことのないよう検討し、また有権者の混乱を防ぐため政府において、十分な周知等の取組を促すことが重要である。」⁷⁰旨の答弁を当初述べていたところ、その後、後半部分の「やむを得ず」以下の部分は撤回された⁷¹。

5. おわりに

令和8年9月17日に発足した第二次高市改造内閣において、副首都整備等推進担当大臣が新設され、藤井総務大臣が担当することとなった。10月2日には副首都の指定要件を定めた政令案が公表された。今後、パブリック・コメントの実施後、同月内には同政令の決定、高市内閣総理大臣を本部長とする「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部」の設置、11月をめどに附帯決議により策定が求められた副首都に関する「基本的考え方」の公表、来年秋には、より具体的な内容を盛り込んだ「基本方針」の策定が予定されている⁷²。

副首都に係る詳細は、こうした政令や基本方針等に多く委ねられている。これまでの国会議論、附帯決議の内容、藤井総務大臣の就任会見での発言⁷³等を踏まえると、今後の副首都法の運用を始め、具体化されていく各種施策の内容が大いに注目されるとともに、国会報告の規定が衆議院修正で追加されたことも鑑みれば、こうした一連の動向に関し、国会は施策等に対する監視機能を発揮し、しっかり役割を果たしていくことが重要と言えよう。

(うしがみ なおゆき)

⁶⁷ 第221回国会参冲総連合審査会会議録第1号(令8.7.23)

⁶⁸ 第221回国会参冲総連合審査会会議録第1号(令8.7.23)

⁶⁹ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第9号(令8.7.24)

⁷⁰ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第9号(令8.7.24)

⁷¹ 第221回国会参冲北地方特委員会会議録第9号(令8.7.24)

⁷² 『読売新聞』(令8.10.3)、『朝日新聞』(令8.10.3)

⁷³ 藤井総務大臣は、9月18日の就任会見において、「副首都法の内容や附帯決議、国会審議等を踏まえ、制度が実際に動きだすための魂を法律に入れていくべく検討を進めたい。」旨述べている。総務省ウェブサイト参照<https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001574.html>。